

第5回 草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会 議事概要

日時: 平成25年2月25日(月) 15時~17時

場所: 草津市役所8階大会議室

開会

1. 挨拶

橋川市長による開会の挨拶。

2. 出席委員数 21名出席、欠席4名で会議の成立を確認。

3. 第4回検討会のまとめ及び委員から提出された意見について

市事務局より、資料1-1、1-2について確認を行なった。

4. 報告事項(これより以降の議事進行 伊勢村会長)

(1)草津まちづくり株式会社設立について

草津まちづくり株式会社権田専務より、資料2に沿って、創立総会の開催及び出資金、役員、設立経過、主な事業計画、平成25年度事業アニメート跡地賑わい空間整備事業についての報告がされた。

(2)草津市中心市街地活性化協議会の設立について

草津市中心市街地活性化協議会の共同設立者である草津商工会議所事務局より、資料3に沿って、中心市街地活性化協議会の推進体制、今後のスケジュール、構成員(案)、設置規約(案)についての報告がされた。

(3)草津駅東地区空閑地土地利用計画策定について

草津市企画調整課より、資料4に沿って、基本方針(案)、施設概要(案)についての報告がされた。

(4)(仮称)野村スポーツゾーン整備基本構想策定について

草津市教育委員会スポーツ保健課より、資料5に沿って、整備に係る考え方、施設構成の比較検討についての報告がされた。

(5)委員による意見は以下の通り。

委員 : ①草津駅東地区空閑地土地利用計画について、別途活用地 4000 m²の方向性について教えていただきたい。ハローワークや税務署など国の機関など、利便性を考えこのような施設の誘致なども提案したい。

②(仮称)野村スポーツゾーン整備について、野村町財産区部分は買収するのか借地のまま進めるのか。また、草津市内で同じような借地があるのか教えていただきたい。財産区が借地料を有効活用しているケースが少ないようだと思うので、税金投入のあり方も検討する必要があるように思う。

- 事務局 : ①草津駅東地区空閑地土地利用計画における別途活用地 4000 m²については、駅東地区での文教施設、保育所や幼稚園などの老朽化など課題もあり、その他の施設も含めこれらの事業用地、あるいは再開発の仮設店舗用地など、今後検討していきたい。
②(仮称)野村スポーツゾーン整備での野村町財産区エリアについては、サッカースタジアム、陸上競技場、多目的グラウンド整備の段階で考えていきたい。また、草津市内でこれほど広大な借地は無い。
- 委員 : 草津駅東地区空閑地土地利用計画では、4つの施設を統合することにより発生する合計約 12,000 m²の跡地はどうするのか。また、事業費として約 55 億となっているが、統合する4つの施設の跡地売却費を含めているのか、それとも別途なのか。
- 事務局 : 約 12,000 m²の跡地については、中活計画のなかで新たな施設計画などが発生した場合の配置などの利活用も考えられる。また、事業費約 55 億は新設の場合の金額である。社会福祉協議会以外の3つの施設を売却した場合は約 4.7 億円であり、今後事業費の縮小も検討していきたい。
- 副会長 : ①草津市中心市街地活性化協議会の構成員には多くの団体が入っており、優れた人材も多いが、規約案では、会長は商工会議所会頭がなると限定されているのは何故か。
②草津駅東地区空閑地土地利用計画のエリアでは温泉が湧いたようだが、その利活用はあるのか。
③(仮称)野村スポーツゾーン整備計画では、野村町財産区が買い取ってほしいとの声も聞いている。
- 会長 : 中活法により、中心市街地活性化協議会は商工会議所とまちづくり会社が共同設置するよう義務付けられていることから、他都市の事例でも、中活協の中心的役割を担う商工会議所の会頭が会長となっている。
- 事務局 : 草津駅東地区空閑地土地利用計画のエリアでの温泉源の利活用については今後検討していきたい。また、財産区の買収等については、これまでの経緯も踏まえ今後検討していく。
- 委員 : 中活協の会長は、商工会議所から出すことにこだわってはいない。構成員から選んでも良いのではないか。
- アドバイザー : 中心市街地活性化協議会は、中活法に基づく法定協議会であり、設置者は商工会議所とまちづくり会社でなければ法定協議会とならない。会長については、他都市の事例では、設置者である商工会議所かまちづくり会社のどちらかである場合と、構成員のなかから選ぶ場合の2パターンがある。会長職については、年数回の総会での議長を務める程度であり、円滑に進める意味合いで、会議所かまちづくり会社のどちらかが就くケースが多い。そのことにより、会議所やまちづくり会社が主導するということにはならない。重要なのは、活性化協議会の実働部隊とも言えるプロジェクト会議など活性化事業を実行する組織である。
- 会長 : 出された意見を踏まえ、検討し、3月 27 日の設立総会時に上程することとする。

(6)アドバイザーからのコメント

- ①4つの重要な報告がなされたが、計画策定及び事業推進に向けて前に進んでいるように感じる。
②草津まちづくり株式会社については、みんなのご協力のもとスタートを切ることが出来た。大切なのはこれからで、活性化のためにこの会社をどう生かしていくかであり、引き続き、みんなの協力を得ながら

ら成長していくものである。当面は役員を中心に事務所づくりや体制づくり、アニマート跡地賑わい空間整備事業の推進となる。特にアニマート跡地活用事業は、中心市街地活性化のリーディングプロジェクトと位置づけられる。人を集めの力のある魅力店舗を集積させることが重要であり、3月に出店者募集を行い、4月に設計、夏には着工の予定となるだろう。有力な出店者情報をみなさんからも是非提供していただきたい。

③草津市中心市街地活性化協議会が来月発足予定となっており、活性化事業を推進する体制がいよいよ整うことになる。他都市の事例では、総会は年数回行なわれ、そのなかで事業報告や基本計画の見直しが行なわれている。中活協の実働組織であるプロジェクト会議が、事業を具体的に掘り起こし、実行する組織となる。公共事業は市の方で取り組まれるので、ここでは主に民間事業と官民連携事業を検討していくことになる。

④草津駅東地区空閑地土地利用計画及び(仮称)野村スポーツゾーン整備計画については、草津川跡地利用基本計画を含め、公共の基幹事業となる。中心市街地活性化基本計画のなかでは、民間事業とのバランスも良くなつた。当検討会では個別の事業内容を議論する場ではないが、公共事業について重要なポイントは、単なる公共施設整備だけで人が集まり、賑わうような活性化に繋がるものとなるかどうかである。例えば公共空間や施設のなかにカフェや市民参加できる場があるだけでも人は集まつくる。活性化の実態が伴う計画づくりを求めたい。

⑤アニマート跡地活用事業では、草津川跡地活用や商店街ガーデンストリート事業との一体的効果をねらって、「ガーデンミュージアム」をコンセプトのひとつとしている。草津川跡地活用は、全国のどこにもない空間をつくろうとしており、草津駅東地区空閑地土地利用計画、(仮称)野村スポーツゾーン整備計画でも統一のコンセプトとし、都市ブランドとしていくことが大切である。

⑥草津駅東地区空閑地土地利用計画等、これから公共用地利用では、都市経営という視点が大切である。草津市の活力の源のひとつは、居住人口の多さであり、空閑地を公共施設のみで埋めていくのでは、一方で新たな人口増につながるマンション建設などが難しくなる可能性もある。それらを解決する意味で、公共施設跡地も含めて、都市福利施設や集客施設など複合機能型の住宅の導入も考えられる。

5. 検討事項

(1) 基本計画に掲載する事業について

市事務局より、資料6及び別冊に沿って説明がされた。

(2) 基本計画の目標指標と数値目標について

市事務局より、資料7に沿って説明がされた。

(3) 委員による意見交換は以下の通り。

委員 : 拠点間の回遊性を高めるための道路整備として、旧街道沿いの整備計画はあるが、西口はどうなるのか。草津駅裏線では平日では6千～7千人、土日では1万人の歩行者通行量があるが、車幅7mに対し歩道がない状態である。

事務局 : 基本計画のなかでは、都市計画道路の整備事業としてではなく、旧街道沿いでは「人と車の共存を目指した旧街道整備事業」として記載している。西口エリアでは、草津川跡地への誘導計画はあるが、草津駅裏線については都市マスタープランのなかでは記載されている

が、優先度が低いため中活のなかでは挙げていない。今後、中心市街地活性化事業を進めるなかで、歩行者増が見込まれていくなかで検討していきたい。

事務局 : 提示いただいた歩行者通行量の数値なども参考にしながら、道路マスタープランや国の予算等含め、市内全域の道路整備のあり方について今後検討していきたい。

(4) アドバイザーによるコメント

- ① 今日で基本計画の全体像が見えてきた。「市街地整備」「都市福利」「まちなか居住」「商業・業務」「公共交通等」の5項目についてバランスの取れた、活性化にインパクトがあり、効果が高い計画になりつつある。全国100以上の認定計画が出ているが、おおよそそれらと遜色なくなってきており、この方向で進めて良いだろう。
- ② しかしながら、公共交通分野については少し弱い印象を受ける。すぐに答えが出ないものもあるので、第1期の基本計画に記載できなくても、継続して検討することで、見直し段階で記載することが出来る。
- ③ 現在策定に向け取り組んでいる基本計画は、これまでのさまざまな計画とは違い、事業主体、実施時期が明確になっており、また各事業がばらばらではなく、「中心市街地活性化」という目標のもと、相互の繋がりがある一体性をもった計画であるのが特徴だ。
- ④ 民間事業については、まちづくり会社や活性化協議会が事業主体のものが多く見られるが、商店街や個人の民間事業者など、もっと多くの事業主体が活性化事業を提案してほしい。これもすぐに答えが出ないものもあるので、継続した検討をお願いしたい。
- ⑤ 数値目標については、最低限の目標設定であり、実際の各事業計画では、より高いレベルの目標数値を求めてほしい。

伊勢村会長 : その他委員のみなさんには基本計画についてご意見があれば出していただくようお願いしたい。また、今後国との事前協議を経て、次回の検討委員会では、国へ申請する体裁で提示するようにしたい。

6. その他

(1) 次回日程について

平成25年5月29日(水)15時 市役所8階大会議室にて開催予定

7. 閉会

入江総合政策部理事による閉会の挨拶。